

意思能力 H15-01-1 <<#358>>

【問】 正誤をつけよ。

意思能力を欠いている者が土地を売却する意思表示を行った場合、その親族が当該意思表示を取り消せば、取消しの時点から将来に向かって無効となる。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 意思能力

法律行為の当事者が意思表示をした時に**意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。**（民法3条の2）

（参考）意思能力とは、自己の行為の結果を弁識するに足るだけの精神能力をいう。**およそ7～10歳程度**の者の精神能力があれば意思能力が認められると解されている。